

## 鳥取市連合体組織による文化芸術活動支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、規則に定めるもののほか、連合体組織による文化芸術活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市文化芸術振興条例（平成21年鳥取市条例第4号。以下「条例」という。）及び鳥取市文化芸術振興に関する基本方針（平成17年3月8日策定）に基づき、市内の文化団体連合体組織（以下「連合体組織」という。）の活動及び当該連合体組織に加盟し、条例第2条第1号に規定する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う文化団体の活動に必要な経費を支援し、団体相互の連帯感を醸成し、活動の継続と意欲の向上を支援することで、地域に根ざした文化芸術の振興と、こころ豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この要綱において連合体組織とは、次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 次のア・イのいずれかに該当すること

ア 各総合支所地域で、文化芸術活動を行う個人及び文化団体をもって組織された連合体組織

イ 鳥取市文化団体協議会

(2) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有すること

(3) 規約を有し、会計経理又は代表者の氏名及び住所が明らかであること

### (対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄及び第2欄に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金を交付しない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 寄付を目的とする事業

(3) 宗教又は政治的団体の普及・宣伝を目的とする事業

(4) 観光、スポーツ、学術振興、地域振興など文化芸術振興以外を主たる目的とする事業

### (補助金の交付)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第3欄に掲げる者とする。

2 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第4欄に掲げる経費とする。

3 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の合計額で算定し、別表第5欄に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該額と、補助事業に係る経費の総額（以下「事業費」という。）から当該補助事業に係る収入（協賛金、助成金等）を控除した額とのいずれか少ない額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

### (交付申請)

第5条 本補助金の交付申請における規則第4条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請団体」という。）が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。
- 3 市長は、前項による申請を受けたときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）本補助金の2割を超える減額

（着手届の省略）

第7条 この要綱に該当する事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届を省略することができる。

（実績報告の時期等）

第8条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条及び4条関係）

1 補助事業	2 事業の内容	3 補助対象者	4 補助対象経費	5 補助額
(1) 連合体組織活動支援事業	連合体組織の活動及び文化団体の活動支援	各総合支所地域で、文化芸術活動を行う個人及び文化団体をもって組織された連合体組織	会場等使用料及び付帯設備費、会場設営費（大道具を除く。）、講師等謝金及び旅費、印刷費、広告宣伝費、消耗品費、役務費、通信運搬費、助成費	均等割及び団体割により算出した額の合計 均等割： 1 連合体につき 10,000 円 団体割： 団体数×5,000 円 ※団体数は当該年度の4月1日時点の数とする。
(2) 市民文化祭開催支援事業	鳥取市文化団体協議会に加盟する文化団体による市民文化祭開催支援	鳥取市文化団体協議会		予算の範囲内で、市長が都度決定する。

(注1) 会場設営費は、設営に必要な消耗品や警備、受付等に要する経費も補助対象経費に含む。

(注2) 印刷費は、プログラム、ポスター、チラシ及びチケット等の印刷に要する経費（チラシ等の発送料も含める。）を補助対象経費とする。

(注3) 広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ放送、ダイレクトメール（発送料も含める。）及び看板製作等の事業周知に要する経費を補助対象経費とする。

(注4) 印刷費及び広告宣伝費は掲載する写真等の素材に要する経費は補助対象経費としない。

(注5) 食糧費及び交際費は補助対象経費としない。

(注6) 来場者へ配布する記念品や景品等に係る経費は補助対象経費としない。

(注7) 旅費のうち宿泊費は、補助対象上限額を別に定める。

(注8) 助成費は、文化団体の活動にかかった経費に対する助成とし、留保を目的とした予備費や繰越金等は補助対象経費としない。

年度鳥取市連合体組織による文化芸術活動支援補助金  
事業計画（報告）書

1.	事業区分 ※該当する事業に☑ してください。	<input type="checkbox"/> (1) 連合体組織活動支援事業 <input type="checkbox"/> (2) 市民文化祭開催支援事業		
2.	連合体組織	組織名： 役 職： 代表者名： ※団体規約及び構成員名簿を添付すること。		
		代表者 住所	<input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要） 〒	
		消費税の 取扱い	<input type="checkbox"/> (一般/簡易) 課税事業者・特定収入5%超の公益法人等 <input type="checkbox"/> 免税事業者	
		文化団体	団体数：                      団体※団体一覧を添付すること。	
3.	補助事業の要件 確認	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第2項の事業に該当しません。		
4.	事業の目的及び 見込まれる効果			
5.	実施時期			
6.	事業内容			
7.	事業の効果 ※報告時に記載して ください。	(成果及び課題)		

(注1) 枠内に記載が難しい場合は、「別紙のとおり」とし、別紙を添付すること。

(注2) 事業報告書には、実施状況を示す写真、ポスター、チラシ、プログラム、広告掲載の写し、新聞記事等を添付すること。

(注3) 文化団体の活動にかかった経費に対する助成を行った場合、事業報告書に別紙様式（助成費内訳調書）又はそれに準ずるものを提出すること。

【連絡先】

住 所	〒	<input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要）
担当者名		<input type="checkbox"/> 補助申請団体と同じ（記載不要）
連絡先	電話：                                      FAX： E-mail：	

年度鳥取市連合体組織による文化芸術活動支援補助金収支予算（決算）書

1 収入 (単位：円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備 考
鳥取市補助金				
自己資金				
その他				
収入 合計				

2 支出 (単位：円)

区 分		予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備 考	
事業費	補助対象経費					
		小 計				
	補助対象外経費					
		小 計				
支出 合計						

(注1) 補助対象経費は別表に則って記入し、備考欄に内訳及び金額を記入すること。

(注2) 会場設営費は、設営に必要な消耗品や警備、受付等に要する経費も補助対象経費に含む。

(注3) 印刷費は、プログラム、ポスター、チラシ及びチケット等の印刷に要する経費（チラシ等の送料も含める。）を補助対象経費とする。

(注4) 広告宣伝費は、新聞・雑誌等広告掲載、テレビ・ラジオ放送、ダイレクトメール（送料も含める。）及び看板製作等の事業周知に要する経費を補助対象経費とする。

(注5) 印刷費及び広告宣伝費は掲載する写真等の素材に要する経費は補助対象経費としない。

(注6) 食糧費及び交際費は補助対象経費としない。

(注7) 来場者へ配布する記念品や景品等に係る経費は補助対象経費としない。

(注8) 旅費のうち宿泊費は補助対象上限額を別に定める。

(注9) 助成費は、文化団体の活動にかかった経費に対する助成とし、留保を目的とした予備費や繰越金等は補助対象経費としない。

(注10) 収支決算書には、支出が分かる領収書等証拠書類を添付すること。

(注11) 領収書には、宛名・金額・但し書き・発行日・発行者の情報（住所・氏名／事業所名等）の記載があること。

(別紙様式) (様式第 1 号に係るもの)

(市民文化祭・文化団体) 助成費内訳調書

NO.	文化団体名	活動内容	活動にかかった経費	助成費	支払日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
				合計	0

※活動にかかった経費は、領収書等の支払証拠書類を確認の上、記入してください。

※食糧費、交際費は対象になりません。

※文化団体構成員への支出は対象になりません。

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者 住 所  
名 称  
代表者役職  
代表者氏名

年度鳥取市連合体組織による文化芸術活動支援補助金  
仕入控除税額確定報告書

鳥取市連合体組織による文化芸術活動支援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
  - (1) 補助金の確定額 金 円
  - (2) 補助対象経費の額 金 円
  
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除  
金 円
  
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
  
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
  
- 5 添付資料
  - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）